伊達市訓令第15号

本　庁　機　関
出　先　機　関

伊達市放射能対策調整会議設置要綱を次のとおり定める。

令和８年11月９日

伊達市長　須田　博行

伊達市放射能対策調整会議設置要綱

（　以下別紙　）

伊達市放射能対策調整会議設置要綱

（目的）

第１条　東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による本市の放射能対策について、状況及び事業方針の共有並びに関係部署間の緊密な連絡及び調整を図るため、伊達市放射能対策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）本市における放射能対策に関する事業方針に関すること。

（２）本市における放射能対策事業の実施に向けた関係部署との情報共有及び調整に関すること。

（３）本市における放射能対策に関する施策及び事業の推進に関すること。

（４）その他本市における放射能対策に関すること。

（組織）

第３条　調整会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、調整会議の会務を総理する。

４　副会長は、副市長をもって充てる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　構成員は次のとおりとする。

（１）教育長

（２）各部等の長

（３）別表に掲げる職にある者

（会議）

第４条　調整会議は、会長が招集する。

２　会長、副会長及び構成員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

３　会長は、必要があると認めるときは、調整会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　調整会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

所属	職名
総務部	総務課長、人事課長、秘書広報課長
未来政策部	総合政策課長、伊達総合支所長、梁川総合支所長、保原総合支所長、霊山総合支所長、月舘総合支所長
財務部	財政課長
市民生活部	市民生活部参事（危機管理担当）、防災危機管理課長兼放射能相談センター長
健康福祉部	健幸づくり課長
産業部	農政課長、農林整備課長、商工観光課長
会計管理者	会計管理者
農業委員会事務局	事務局長
行政委員会事務局	事務局長
教育部	学校給食センター所長
こども部	こども未来課長